

議員提案第80号

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部改正について

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成23年3月22日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同

渡 辺 仁
木 村 文 祐
阿 部 松 雄
金 子 孝
青 柳 正 司
下 坂 忠 彦
吉 田 孝 志
本 岡 良 雄
室 橋 春 季
上 杉 知 之
小 山 進

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第
38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「それらの会議」の次に「若しくは新潟市議会会議規則（昭和43年
新潟市議会規則第1号）第160条の2第1項に規定する協議等の場」を加える。

附 則

この条例は、平成23年5月2日から施行する。